

## 浜松富塚ビレッジ弥生建築協定

### (目的)

第1条 この協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第4章の規定及び浜松市建築協定条例（昭和46年条例第52号）に基づき、第3条に定める区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、又は建築設備に関する基準を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

### (名称)

第2条 この協定は、浜松富塚ビレッジ弥生建築協定（以下「協定」）と称する。

### (協定区域)

第3条 この協定区域は、浜松市富塚町の富塚ビレッジ弥生団地内の土地で、別紙図面に表示する区域（以下「協定区域」という）とする。（第2期区域を含む）

### (敷地等)

第4条 この協定区域内の建築物の敷地は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。

1. この協定の認可を受けた時の区画を変更（分割）してはならない。



(用 途)

第5条 この協定区域内の建築物の用途<sup>は</sup>専用住宅に限るものとする。

ただし、周囲の環境を害するおそれのない小規模な事務所、学習塾、華道教室、囲碁教室、その他これらに類する用途を兼ねる併用住宅（その用途に供する床面積の合計が20平方メートル以内のものに限る）は、この限りでない。

(建築物の位置)

第6条 建築物の外壁（出窓を含む）の面、又はこれにかわる柱（ベランダ、テラス等を含む）の面は、道路境界線から1.0メートル以上、後退しなければならない。

2. 前項に規定する後退距離内に植栽不可能な擁壁等が設置されている宅地にあつては、当該部分を除いた位置から、それぞれ前項に規定する後退距離を確保しなければならない。

(建築物等)

第7条 この協定区域内の建築物は、次の各号に定める基準によらなければならない。

1. 建築物は、1敷地に1棟建とする。ただし、物置、車庫、その他これらに類する付属建築物は、別棟とすることができる。
2. 階数は地階を除き2以下とする。
3. 建築物の最高の高さは、8メートル以下とする。

4. 建築物の色彩、形態及び外部に使用する材料等は、健全な住宅地にふさわしいものとする。
5. 便所は、水洗式とする。
6. この協定区域内には、看板、ネオンサイン、自動販売機、その他これらに類するものを設置してはならない。
7. 道路に面する垣は、生垣、金網（その内側に樹木が~~まゐる~~植えてあるものに限る。）その他これらに類するものであること。ただし、門及び門の袖を除く。
8. 門又は門の袖は、コンクリートブロック造、レンガ造、石造、その他の組積造（補強コンクリートブロック造を除く。）以外の構造とし、高さ2.0メートル未満、袖の長さ左右それぞれ2.0メートル未満としなければならない。

（建築物等の制限の特例）

第8条 <sup>通</sup>委員会の決定に基づき委員会が公衆話所、防災器具庫、その他公益上必要な建築物等で地域の環境を害さないと認めたものについては、第5条の規定は摘要しない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、浜松市長の認可の公告があった日から30年とする。



2. 期間満了の6ヶ月までに過半数の土地の所有者等から委員長<sup>は</sup>にして有効期間の継続について異議の申し出がない場合には、さらに引続き5年間有効とする。
3. 前項の規定は、以後においても準用する。

(違反者に対する措置)

第10条 この協定に違反した者があった場合には、第14条に定める委員長は、委員会の決定に基づき違反した者に対して、工事の停止を請求し、かつ相当の猶予期間をつけて当該工事を是正するために必要な措置をとることを請求することができる。

2. 前項の請求があった場合には、当該違反者はこれに従わなければならない。

<sup>根</sup>  
(裁判所への提訴)

第11条 前条第1項の請求があった場合において、当該違反者がその請求に従わないときは、委員長はこれを履行させるため裁判所に提訴<sup>根</sup>することができる。

2. 前項のために要した費用は、当該違反者の負担とする。

(協定の変更、廃止)

第12条 この協定に係る協定区域、建築物等に関する基準、有効期間及び協定違反があった場合の措置を変更しようとするときは、協定者全員の合意によらなければならない。

2.この協定を廃止しようとする場合には、協定者の過半数の合意を得なければならない。

3.前各号の規定により建築協定を変更又は廃止しようとする場合には、浜松市長に申請してその認可を受けなければならない。

(委員会)

第13条 この協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2.委員会は、協定者の互選により、選出された委員若干名をもって組織する。

3.委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。

4.委員は再任されることができる。

(役員)

第14条 委員会には、次の役員をおく。

委員長 1名

副委員長 1名

会計 1名



2. 委員長は委員の互選により選出する。

3. 委員長は委員会を代表し、協定の運営に関する事務を総括する。

4. 副委員長及び会計は委員の中から委員長が委嘱する。

(1) 副委員長は、委員長に事故あるとき委員長を代理する。

(2) 会計は委員会の経理に関する業務を処理する。

(委員会の承認)

第15条 建築協定区域内に建築（新築・増築・改築・移築をいう。）する場合は建築確認書を申請するまでに委員会の計画承認を得るものとする。

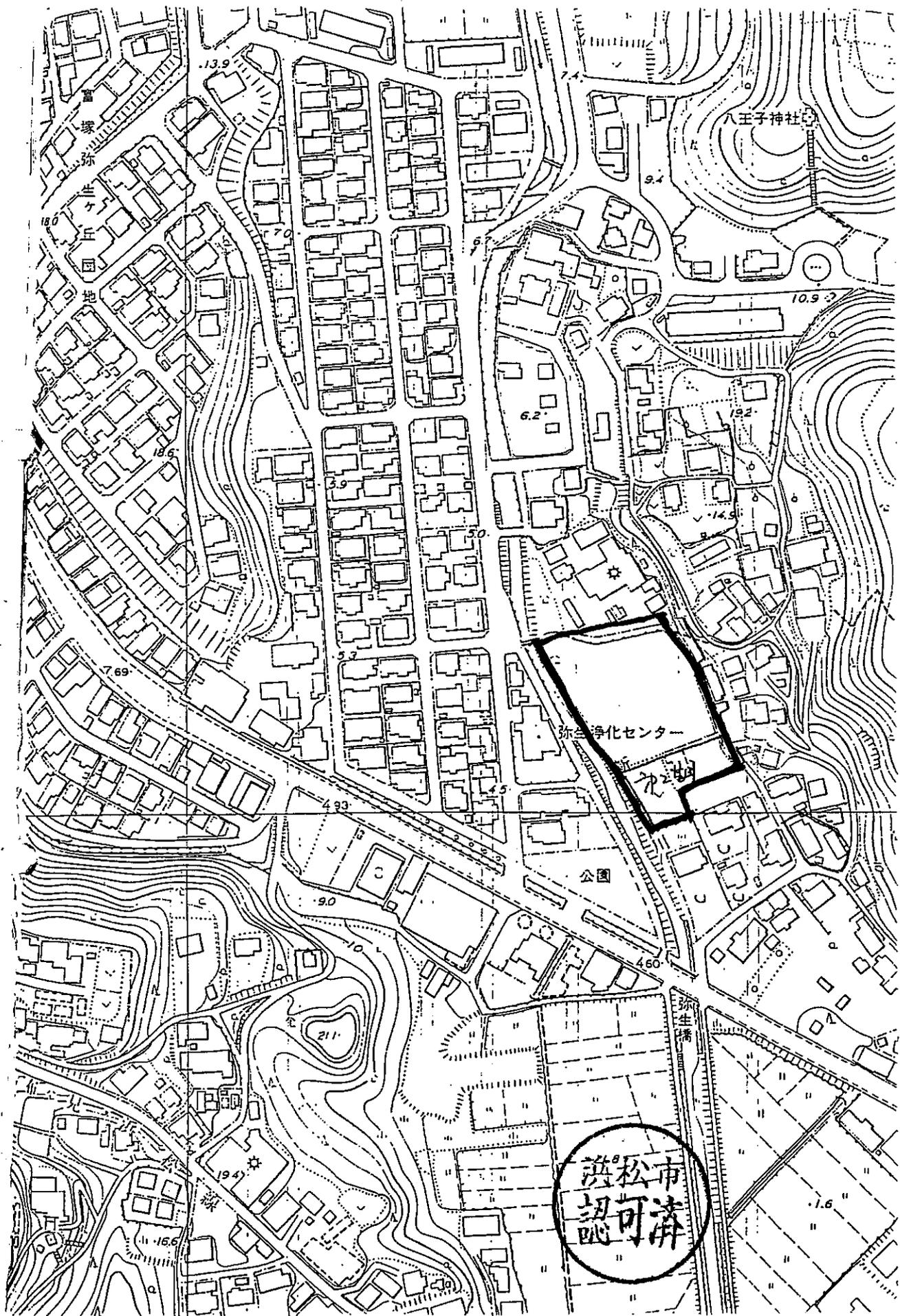
(補則)

第16条 この協定に定めるもののほか、委員会の運営、組織、議事及び、委員に関して必要な事項は、委員会が別に定めることができる。

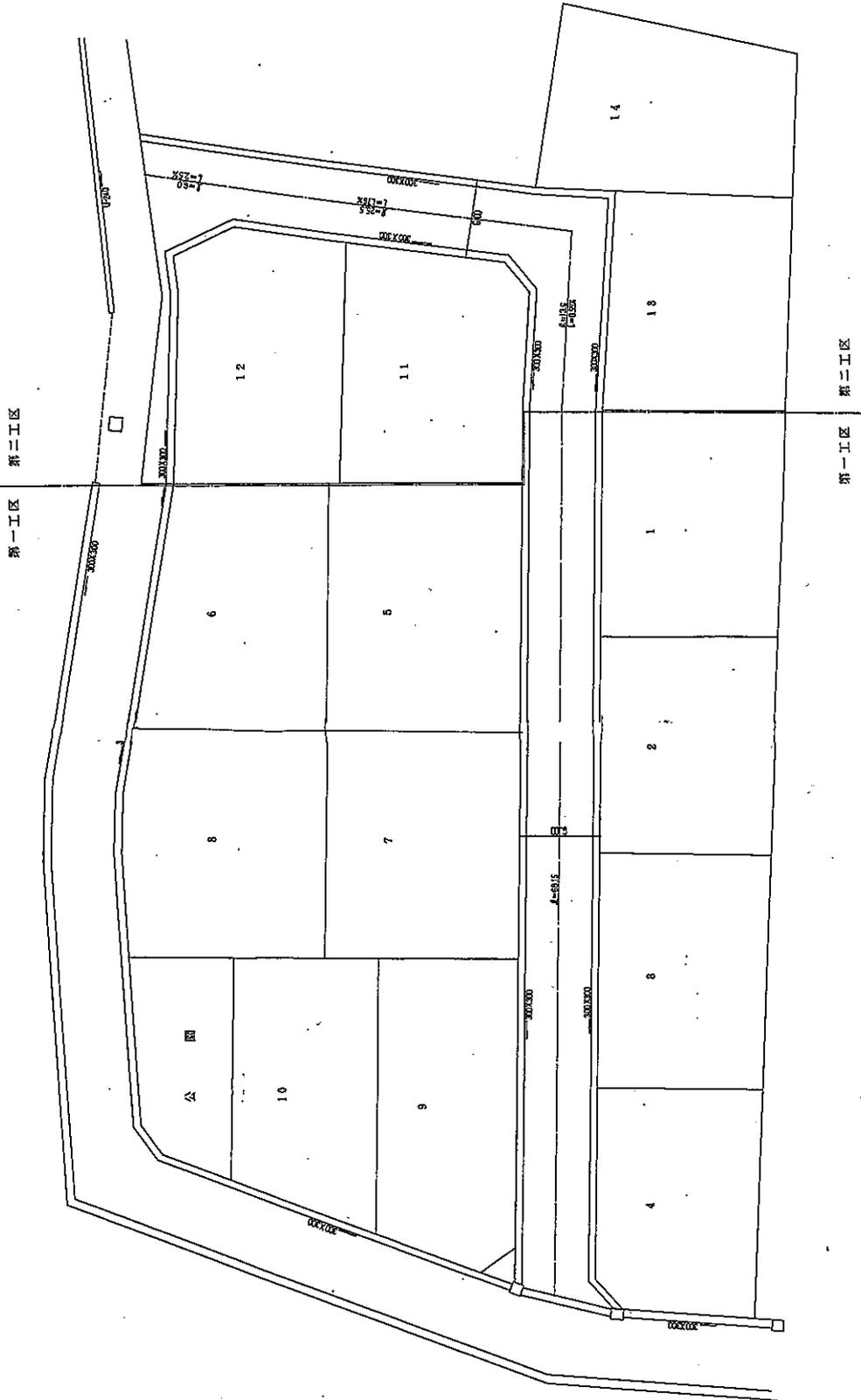
(付則)

1. この協定書は、二部作成し、これを浜松市長に提出する。認可通知書は委員長が保管し、その写しを協定者全員に配布する。

昭和 年 月 日



松市  
認可  
済  
済



場所	浜松市東区町字畑田	図番	
工事名	2090-21 外	設計	
図名	計画平面図	縮尺	
			1